

文教福祉委員会 送付 7-4-3

「千代田区生活支援課による不適切な対応について」の陳情

受付年月日 令和7年12月4日

陳情者 提出者 1名

陳情書

令和 7 年 12 月 4 日

千代田区議長 秋谷 こうき 様

件名：「千代田区生活支援課による不適切な対応について」の陳情

陳情者

住所

電話

理由

現在、千代田区生活支援課への審査請求を行っています。その審査請求に対する千代田区生活支援課からの弁明書への下記反論書を令和 7 年 10 月 1 日に提出致しました。この現状を千代田区議会議員に知りたいと、下記反論書の内容を、陳情を通して提出致します。

反 論 書

標記審査請求に係る処分長の弁明書に関して、下記の通り反論します。

① 保有個人情報開示決定通知書（7 千保生支発第 396 号）p75 ケース記録票には、解放された翌日に保護復帰になっており、解放日になつてないので、誤りである。

② 保有個人情報開示決定通知書（7 千保生支発第 396 号）p74 ケース記録票には 10 月 25 日に保護停止と記載があるが、計算式があわない。

③ 生活保護法 63 条適用通知書の内容とこの度の弁明書の計算の内訳が異なっている。

適用内容：10 月 19,022 円 11 月 42,325 円 = 61,347 円

保有個人情報開示決定通知書（7 千保生支発第 396 号）ケース記録票には R06.11.18
1,9022 円 11 月 42,354 円 = 61,376 円 返還対象期間も違う（10 月 25～11 月 13 日）

弁明書には「一時扶助決定に係る審査請求書の裁決が未決の為、支払う必要性が無い」としているが、払う意思が全くないわけでは無く、上記のように計算の内訳が不透明のまま支払う意思はない。

④ 保有個人情報開示決定通知書（7 千保生支発第 396 号）p74(ライトに来所)ケース記



録票には、逮捕・拘留のためと記載があり、添付された弁明書では、勾留と書き換え
ており、改竄されたものであることがうかがえる。

- ⑤ 保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）p75（保護停止解除）ケース記録票には14日になっているが、弁明書には13日となっているので、改竄が見受けられる。
- ⑥ 弁明書p15審査請求人の障害特性を理解し、と書かれているが、千代田障害福祉センター、同よろず相談、同保健所同障害福祉課と関係構築と会議開催を提案し実施したのは私であって、生活支援課に主体性はない。連携の結果、何も改善されていない。
- ⑦ 弁明書4ページ（R7.06.10）には「口座振替から窓口支給」に変更するとあるが、本件各処分が存在することにより、違法な返還責務の履行を事実上強制され、保護費から事実上の相殺（天引き）が行われるおそれが極めて高い。そうなれば、審査請求人は日々月々の最低限度の生活を営む憲法上の権利が侵害される。これは、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある場合に当たることから、本件各処分の効力は直ちにこれを停止すべきである。
- ⑧ 弁明書2P（R06.10.24「来所」）について、生活保護受給証明書内に生活扶助の文言は入れられないとしているが、そもそも千代田区の誤認であり、それに起因して私は勾留にいたっているので、著しく不当な対応である。以下根拠。
 - ・補填されている年金は収入認定の問題であり、記載可否とは無関係
 - ・厚労省問答集（別冊）問12-8では、加算を含めた生活扶助額を証明書に示すことが可能と明記
 - ・東京都運用事例集でも、年金補填の有無にかかわらず、生活扶助として記載されている例あり。また、弁明書には「生活扶助費を上回る障害年金をもらっているため、「生活扶助」が記載されていないので、「生活扶助」入れることはできません」と私に説明したとあるが、保有個人情報開示決定通知書（7千保生支発第396号）P79では「生活扶助を入れることが出来ません」としか記載がなく、説明された記憶もない。

さいごに、千代田区生活支援課においては社会福祉士や精神保健福祉士の配置強化や相談者に応じて、有資格者へ対応をさせるなど、障がいのある人へも寄り添った支援を行う事を強く望みます。

以上